

様式第48号(第15条関係)

(表)



郵便はがき

様

** 納付場所 **

重要

親展

大切なお知らせですので、この部分からゆっくりおはがしのうえ、内容をご確認ください。
裏面からも同様に左下から開けて中をご覧ください。

香川県丸亀市 督促状
年度 期分が未納となっておりますので早
急に表面の納付場所でお納めください。

年 月 日

香川県丸亀市長 印

↓ 下の用紙を切り取りご使用ください。

372021 香 川 県 丸 亀 市

年度 税 目		領収済通知書	
義務者番号	通知書番号	調定	賦課 科目 調区
ID			
期 納付	納付額	予 備	C/D
			督促手数料
			円
		市 町	延 滞 金
			円
年度 期	※本書は機械で処理しますので、汚したり折り曲げたりしないでください。		
義務者番号		納 付 額	円
通知書番号		督促手数料	円
		延 滞 金	円
納 期 限	年 月 日	合 計	円
指 定期 日	年 月 日		

様

本書のとおり領収しましたので通知します。

丸亀市会計管理者様

領収日付印

丸 亀

(ホッチキス禁止)

●本書到着前に納付済の場合は、行き違いですので
悪しからずご了承ください。
●あなたの税(料)金が、未納となっておりますので、指
定期日までに必ず納付されるようお願いします。

香 川 県 丸 亀 市 372021
年度 税 目
納 付 書

様

年度 期

義 務 者 番 号	
通 知 書 番 号	
納 付 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
合 計	円
納期限	年 月 日

(収納取扱期間控)

領収日付印

丸 亀

香 川 県 丸 亀 市 372021
年度 税 目
領 収 証 書

様

年度 期

義 務 者 番 号	
通 知 書 番 号	
納 付 額	円
督促手数料	円
延 滞 金	円
合 計	円
納期限	年 月 日

◎この領収
証書は、5
年間大切に
保存して
ください。

(納付者控)

領収日付印

丸 亀

(裏)

督促状

注意

- 督促状発付の日から起算して10日を経過した日までに税(料)金を完納しないときは、財産の差押えを受けなければならないことになります。
- 税(介護保険料、後期高齢者医療保険料を除く)の審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に市・町長に対して審査請求をすることができます。

ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市・町を被告として(市・町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 介護保険料の審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に香川県介護保険審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市・町を被告として(市・町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 後期高齢者医療保険料の審査請求及び処分の取消しの訴え

この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に香川県後期高齢者医療審査会に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分があった日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、審査請求をすることができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に市・町を被告として(市・町長が被告の代表者となります。)提起することができます。ただし、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過したときは、正当な理由がある場合を除き、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日の翌日から起算して3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、税(料)額(1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数又は全額を切り捨てます。)に当該延滞金特例基準割合(※)に年 %を加算した割合(納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については当該延滞金特例基準割合に年 %を加算した割合(当該加算した割合が %を超える場合には、年 %の割合)) を乗じて得た延滞金額を税(料)金に加算して納めなければなりません。

※延滞金特例基準割合・・・各年の前々年9月から前年8月までの国内銀行の新規の短期貸出約定平均金利の割合に、年 %を加算した割合

便利で確実な口座振替で！

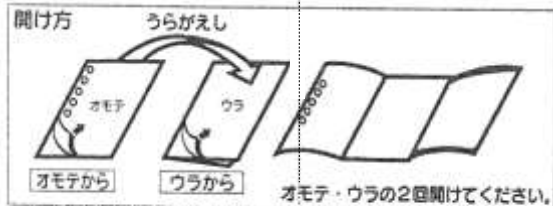
お申込みの手続は・・・

- 納付場所に指定されている金融機関・郵便局で手続きしてください。
- 手続きには預貯金通帳、通帳使用印が必要です。
納税通知書(納付書)があれば一緒にご持参ください。

口座振替の注意点

- 振替日に残高不足などで振替ができなかった場合には、納付書を送付しますので、金融機関などの窓口で納付してください。
- 振替の口座がなくなったり、変わったりした場合は、必ずお申込みの金融機関へ口座振替廃止・変更届を提出してください。
- 固定資産税(土地・家屋)については、単独所有分と共有分のそれぞれに口座振替の届出が必要です。
- 軽自動車税については、同一所有者分すべてが同じ口座からの振替となります。
(車体ごとに口座は選べませんのでご了承ください。)

き
が
は
が
郵
便



この部分から矢印方向にゆっくりはがして中をご覧ください。
裏面にもご案内があります。同様に左下からはがして中をご覧ください。
万一、このはがきが裂けている場合は、十分に乾かしてから開けてください。